

神戸市告示第 310 号

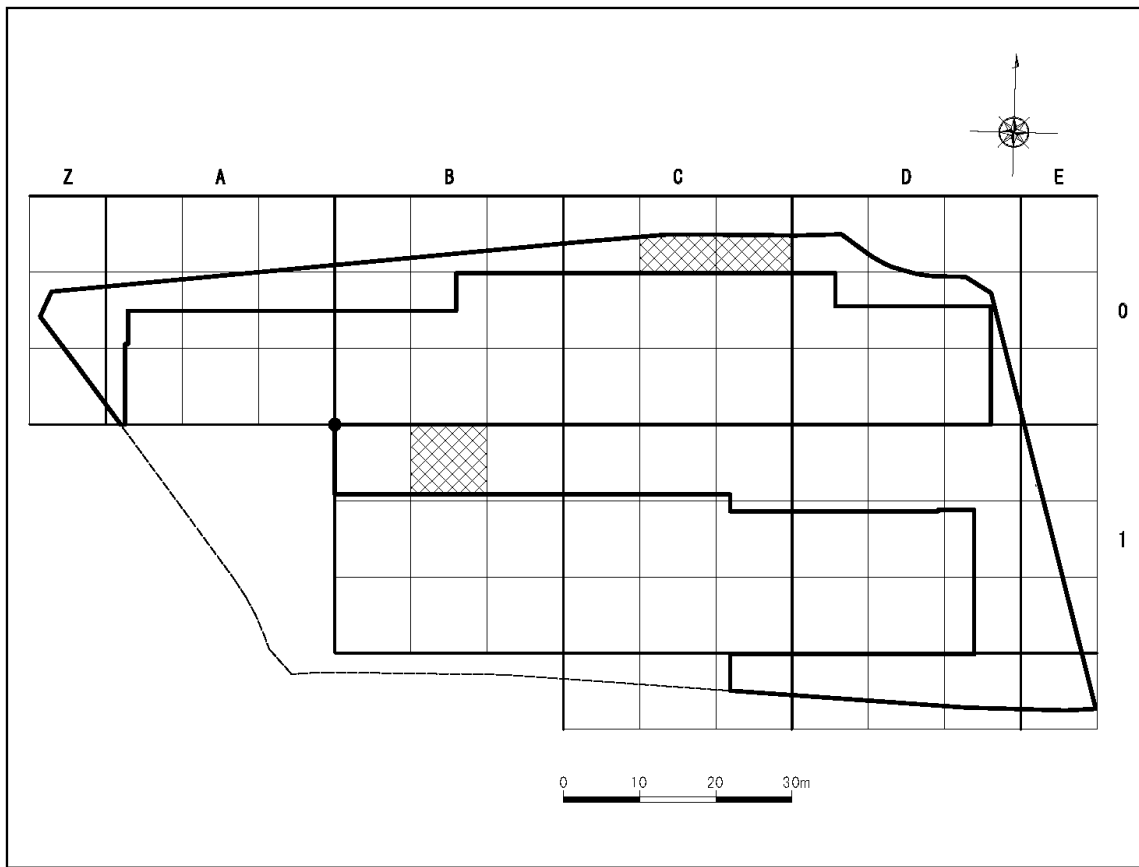
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 6 年 9 月 17 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
東灘区西岡本 6 丁目 71 番の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

別図



<凡例>

- 事業所敷地
- 形質変更範囲
- 起点
- ▨ 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は神戸市東灘区西岡本6丁目71番の最北端より南に26.85m、西に65.73m移動した位置とする。

<格子の回転角度>

88° 23' 33"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10 m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。